

平成 29 年度大阪府福祉基金

## 制度の隙間を埋める民間シェルター・ネットワーク事業

### 報告書

2018 年 3 月

〔事業実施団体〕 一般社団法人 大阪希望館

〔連携団体〕 一般社団法人 困窮者総合相談支援室 Hippo.

支縁のまち羽曳野希望館

大淀寮 OB 会事務局

#### はじめに

平成 29 年度大阪府福祉基金の助成で実施した「制度の隙間を埋める民間シェルター・ネットワーク事業」の報告書をお届けします。非常に短いもので申し訳ないですが、事業の概要と、シェルター運営をした 3 団体(大阪希望館、困窮者総合相談支援室 Hippo.(ひぼ)、支縁のまち羽曳野希望館)の実施内容とそれぞれが提示する課題について、少しでもお伝えすることができたらと思います。

お読みいただければご理解いただけるように、3 団体が掲げた課題は、それぞれ少しずつ重心が異なります。大阪希望館では若者の就労継続の課題であり、ひぼでは社会資源の課題であり、羽曳野希望館では障がいや家族の課題が提示されました。それぞれの団体・シェルターが特にどんな壁に突き当たっているのかは少しずつ異なりつつも、それぞれがそれらすべての課題を抱えています。

その経験は、本事業において、各団体担当制による 3 回の地域研修会とケース会議で共有・交流しました。

地域研修会 1 回目は、大阪希望館担当で 2017 年 9 月 20 日に、「地域の駆け込み寺に— 無料低額宿泊施設・尽心庵の取り組み」として、社会福祉法人みささぎ会ソーシャルリレーション推進室 西矢隆史氏にお願いして開きました。

2 回目は、羽曳野希望館担当で、10 月 5 日に「貧困・孤立・多死社会における宗教の役割を考える」として、白波瀬達也氏（関西学院大学社会学部准教授）にお願いして開きました。

3 回目は、ひぼ担当で、2018 年 2 月 5 日に「精神科治療と PSW～連絡・調整を中心に」として、社会資源間の連携の在り方について、あべのメンタルクリニック小濱義弘氏にお願いして開きました。

本報告書では、研修会内容の報告は載せていませんが、支援事業の中で突き当たる課題の共有と解決の模索のためであり、事業の報告を読んでいただくことでご理解いただければと思います。

# 平成 29 年度大阪府福祉基金 「制度の隙間を埋める民間シェルター・ネットワーク事業」の概要

## 1、事業の概要

2017 年度、大阪府福祉基金の助成事業として、「制度の隙間を埋める民間シェルター・ネットワーク事業」を、一般社団法人大阪希望館(大阪市北区)、一般社団法人困窮者総合相談支援室 Hippo. (ひぼ、大阪市西成区)、一般社団法人支縁のまち羽曳野希望館(大阪府羽曳野市)、大淀寮 0B 会事務局(大阪市北区)の 4 者で共同して実施しました。

この事業は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成で 2015 年度と 16 年度に実施した事業を土台にしています。大阪府内 3 地域(大阪市北区・西成区・羽曳野市)に設置した民間シェルターを核にして、「制度の隙間からこぼれ落とされてしまう住居喪失や生活困窮の状態にある人たち」への支援態勢づくりを、さらに進めていこうというものです。そのために、生活困窮者それぞれの状態(高齢・障がい、就労層・若者層、家族や女性など)毎に適したパーソナル・サポート型の支援居室(シェルター)を、それぞれの地域ごとに設置しました。

(大阪希望館 9 室＝うち 4 室と談話室が福祉基金事業 + Hippo.1 室 + 羽曳野希望館 2 室)

特に重点支援策としたのは次の 3 つです。

- ① 制度の隙間からこぼれ落とされた人(特に一時生活支援が適用されないケース)をすくいあげる。
- ② 入居支援をするための支援資源を活用して、入居外の支援もおこなう。
- ③ 制度に基づく支援策(大阪府各市の一時生活支援事業)と結びつけ、並行して実施する。

## 2、制度の活用と、制度の隙間で生じる課題

大阪希望館と羽曳野希望館は、大阪府内の各自治体(大阪市を除く)が実施している生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業(寝泊まりするところがない人に対して、一時的に宿泊を支援する事業)利用者の宿泊支援もしています。また Hippo. (ひぼ) では、高齢や障がいの生活保護受給者が地域で生活を継続できるようにサポートをしながら、生活保護を受給していても、さまざまな事情から居宅に戻れない人などの宿泊支援を行政から依頼されるケースも多々あります。大淀寮 0B 会事務局は、生活保護施設である更生施設大淀寮から地域での生活に移った人たちのサポートをしています。

いずれの団体も、一方で公的支援策を活用している人たちのサポートもしながら、他方で公的支援策を活用できない人たちや、公的支援策だけでは生活再建や生活維持に困難を要する人たちへのサポートも、並行して行っています。それゆえ、本事業の報告を通して、制度を活用して解決できる課題と、制度の隙間で生じてしまう課題の両方を、少しでも浮き上がらせて提示することができればと考えます。

## 3、非定住型・流動型の生活困窮者への視座

今年(2018 年)1 月、東京都が「住居喪失不安定就労者の実態に関する調査報告書」を公表しました。2007 年度に東京と大阪で厚生労働省が実施した「住居喪失不安定就労者の実態に関する調査」から 10 年後の調査です。10 年前の厚労省調査との比較検討はされていません。しかし 10 年たってもなお、安定した住まいがな

く、ネットカフェなどに宿泊しながら派遣やアルバイト、あるいは失業中など不安定な就労と生活の状態に置かれている人たちが、都内だけでも数千人単位で存在していることが示されました。

同様の調査は、大阪や関西圏では実施されていませんが、東京都調査で示された状況とさほど大きくは変わらないというのが、現場の実感です。関西圏では、関東圏より仕事の総量が少ないため、ネットカフェなどに宿泊せざるをえない人たちのうち、より不安定な収入状態や失業中の割合は多いと考えられます。

この調査が国の調査ではないのは、現在も「チャレンジネット(住居喪失不安定就労者支援センター)」として存続しているのが、「TOKYO チャレンジネット」だけだからだと思います。チャレンジネットは、2007年の厚労省調査に基づいて、2008年に東京・愛知・大阪(のちに神奈川も)で設置されましたが、生活困窮者自立支援法の施行と交代に、2014年度末をもって国の事業としては終了してしまいました。その後 TOKYO チャレンジネットは東京都財政で存続されましたが、他の3ヶ所は閉鎖されてしまいました。

それでも、たとえ行政の支援策が廃止されても、厚労省調査とチャレンジネットの立ち上げを行政とともに担ったメンバーが、支援策の流れを民間の力で継続させていっています。そのひとつが、今年度事業をふくむ3年間の「民間シェルター・ネットワーク事業」でもあります。

大阪希望館、Hippo.、大淀寮OB会事務局では、2007年の厚労省調査と翌年のOSAKA チャレンジネットの開設を担ったスタッフがいても、住居喪失不安定就労者などへの支援を続けています。2009年の大阪希望館設立も、厚労省調査からOSAKA チャレンジネット開設という流れの中で、チャレンジネットが活用できる支援資源のひとつとしての意味も持っていました。

路上の生活者を主な対象にしたホームレス自立支援法と、生活保護手前の生活困窮者を主な対象にした生活困窮者自立支援法がありながらも、なぜ「住居喪失不安定就労者」など「非定住型」「流動型」の生活困窮者に対する独自の支援策が必要なのかをとらえ返す参考資料のひとつとしても、本事業報告を参考にいただければと考えます。

#### 4、「地域の駆け込み寺」として

「制度の隙間を埋める民間シェルター・ネットワーク事業」では、「非定住型」「流動型」の生活困窮者だけを対象にしているわけではありません。精神疾患やDVなどにより住まいに戻れない人なども含めて、地域住民が住まいを失くしても、はじき出されることなく地域で生活再建できる道を開くことも目的にしています。困窮の様態に関わらず、地域で受け入れて支える社会を形成していくためです。

そのためには、「生活困窮者」という枠組みを超えて、誰もが困ったときに使える「地域の駆け込み寺」の機能を併せ持つシェルターへと発展していくことが必要だと考えました。当面、それは次の2つの方向のネットワークづくりから始めるようにしました。①、民間シェルター間の地域をまたいだネットワークと、②、それぞれの地域内の社会資源間のネットワークです。その2つのネットワークを発展させる出発点としての意味合いを、今年度事業は持っています。

制度の隙間は、就労や生活の形から地域生活に定着しにくい「非定住型」「流動型」の人に対しても、住まいを失くして地域生活からはじき出されてしまう人に対しても、過酷な環境を強いてしまいます。制度の隙間は少しでも小さくなってほしいですが、その解消を行政だけに求めるのではなく、地域の連携で埋めていくことも大切だと考えています。

## 大阪希望館：相談と支援の結果と特徴(2017年4月～2018年2月)

### 1、大阪希望館での電話相談・メール相談(来所相談も含む)

2017年4月から2018年2月までで、新規相談件数は238件、延相談回数は314回でした。

新規相談件数を前年度までと比べると、2015年度の同時期は180件、2016年度は222件であり、少しずつ相談件数は増えていっています。

相談依頼・問合せ元の「一時生活支援」は、大阪市を除く大阪府内の自治体が住まいのない生活困窮者に臨時一時的な宿泊を支援する、生活困窮者自立支援法の制度です。その件数を除いた180件が、大阪府福祉基金事業に関わる相談ということになります。

相談依頼・問合せ元		相談者・相談機関の所在	
本人・親族等	154	大阪市内	99
公的機関(一時生活以外)	20	大阪府内(大阪市除く)	91
民間機関	6	大阪府外	24
一時生活支援	58	国外	1
合計	238	不明	23

相談者(相談機関からの依頼の対象者も含む)の年齢は、大阪希望館が「就労可能層・若者層中心の支援」を掲げていること、ホームページでの相談情報の掲示やEメールでの相談という影響もあり、30代、40代が山になっている傾向は、前年度・前々年度と変わりません。

相談時の状況は次の表のとおりです。「仕事をしているが住まいがない」という人もいて、生活保護や一時生活支援事業(大阪市ではホームレス自立支援センターなど)の収入基準を超えているために、制度利用の対象外になってしまう人たちです。「その他」では、居宅はあるが困窮して生活保護を受けるにはどうすればいいかという相談が3分の2を占めます。

相談者の年齢		相談時の状況	
10代	10	仕事あり・住居なし。	11
20代	36	仕事なし・住居なし。	125
30代	51	住むところを失いそうだ。	43
40代	51	実家等にいるがでて独立したい。	5
50代	18	大阪に行きたい。	4
60代	8	その他(生活保護相談含む)	50
不明	64	合計	238

相談対応は、支援ハウスに入居してもらったの支援が62人、その他が176人で、下記が内訳です。入居支援の中で、「(大阪府福祉基金と一時生活支援)両方を活用」とあるのは、一時生活支援(行政からの支援依頼を受けているケース)利用が終了した後、新居に入居できるまでを別途支援したケース、一時生活支援利用中に入院するなどして、その

間の部屋確保を一時生活支援とは別個に継続したケースです。

相談対応			
大阪府福祉基金活用	22	入居外支援	8
一時生活支援事業活用	37	アドバイス等	126
上記の両方を活用	3	入居せず+来所せず	12
入居支援合計	62	話のみ+返信に回答なし	30
総合計	238	入居外対応合計	176

## 2、支援ハウス入居を通じた支援

入居者性別	
男性	57
女性	5
合計	62
入居者の年齢	
10代	3
20代	11
30代	23
40代	15
50代	5
60代	5

退居時の状況(2月末入居中を除く)			
収入(見込含む)		住い	
就労収入	25	居宅契約	18
生活保護のみ	24	施設	20
年金	1	社宅・寮	10
無収入	7	知人・親戚	4
		行先不明	5
合計		合計	57

入居期間	
2週間以内	24
1ヶ月以内	14
3ヶ月以内	13
3ヶ月超	6
合計	57

施設は、ホームレス自立支援センター生活保護施設、自立援助ホーム。

退居時に生活保護のみ的人也多いのは、大阪府内の自治体から一時生活支援事業で依頼されるケースでは、生活保護施設への入所や生活保護による居宅設定が決まるまでの間の入居が多いからです。

ただ他方で、一時生活支援事業ではないケースで、支援ハウスの居室(家賃無料)で生活保護を受けたのちに、転居費用を扶助してもらい居宅設定したケースや、一時生活支援事業利用者に大阪府福祉協議会が実施している社会貢献事業から居宅設定費用が支給されたケースも数例ずつあります。

また以前に比べて3ヶ月超の長期入居者の割合が減り、逆に2週間以内の短期入居の割合が多くなった理由の一つは、前述したように生活保護施設への入所が決まるまでの一時生活支援事業での入居者が多いからです。

もう一つは、大阪希望館では、行政の支援策を活用できる人には、そちらを優先して活用してもらうように案内しているからです。そのため、金曜午後や土曜日から翌月曜までの短期入居をしてもらう割合が増え、逆に長期利用の割合が減っています。理由は次の2点です。

1、一時生活支援事業以外の入居者の生活費は、大阪ホームレス就業支援センターの職場体験講習制度という就労訓練費用の補助金を活用して、訓練手当でまかなってもらいますが、その期間は1か月間(最大16日)です。すでに就労収入がある状態か失業手当や総合支援資金貸付などの要件に合致していないと2か月目以降の生活費が捻出できません。そのため、大阪市内からの相談者については、食事等が保障されるホームレス自立支援センターの利用

を勧めています。

2、大阪希望館の支援ハウスは、居室 8 室と談話室 1 室しかないため、行政の支援策の要件に合致しにくい人の入居を優先せざるを得ないからです。

住まいを失くした生活困窮者の生活再建に必要な支援資源は、数年前と比べて大きく変化しています。リーマンショック後に実施された緊急雇用創出事業はなくなり、求職者支援訓練(給付付きの職業訓練)は利用しにくいものになり、行政の委託事業や補助金等では、訓練手当や食事費用など支援対象者への個人給付とみなされる支出が認められないものがほとんどになっています。

他方で、生活困窮者自立支援法の制定により一時生活支援事業が開始されたことで、ホームレス自立支援法しかなかった時代よりも、臨時一時的な宿泊支援は活用しやすくなっています。また、特筆すべきは、生活保護を受給しなくても、就労収入の目途が立てば、一時生活支援事業を利用しながら部屋を探し、大阪府社会福祉協議会が実施している社会貢献事業から居宅設定の初期費用が支援されるケースもあることです。

支援環境の変化にはプラス面とマイナス面の両方があります。しかし、「就労収入による居宅確保」「支援ハウスでの生活保護受給から居宅確保」「府社協社会貢献事業による居宅確保」「ホームレス自立支援センターや生活保護施設への入所」など、支援ハウス退居時の選択肢が広がったのは悪いことではないと考えます。

### 3、制度の隙間で生じたケース事例

以下、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度など制度の隙間で生じた事例のうちのいくつかを紹介します。

#### ① 障害者総合支援法のショートステイが使えなかったケース。(30 代)

家族との関係が悪化して親元を出たが、障がい支援区分を申請していなかったために支援策が使えなかった。生活保護行政から入居の依頼。障がい福祉サービスの就労継続支援 A 型の事業所に通っていたため、そこから遠い生活保護施設に入所することもできないため、支援ハウスに入居。生活保護を申請し、希望館が仮住まいの提供と居宅探しを支援し、計画相談支援事業所が買い物等の生活の支援と転居支援をおこなって、独立できた。

#### ② 他県で路頭に迷い、何とか大阪に来てもらったケース。(30 代)

住んでいた自治体で相談したが、宿泊支援はしていないと言われて断われたため、その前に住んでいた自治体で何とか交通費を借りて大阪市内へ。到着先の区の社会福祉協議会が希望館まで送ってくれて入居。仕事を見つけて自立資金を貯めていていたが、仕事を続けられなかった。生活再建の途上で寮住まいの新しい仕事先に移動した。

#### ③ 児童相談所ルートで入居したケース。(10 代後半)

実家から出てしまい地元自治体で相談したが、「未成年者を受け入れてくれる生活保護施設がない」ということで児相にまわされた。10 代後半だったため、すぐに一時保護所にも入れず、自立援助ホームを探すにも時間がかかることなどから、野宿生活に陥る危険性があった。支援ハウスに入居し、求職活動の支援もしたが、途中で退職するなどうまくいかなかったため、本人を説得して入居 2 か月後に実家に帰ってもらった。

#### ④ 収入が生活保護基準を超えているために支援策が使えなかったケース。(30 代)

失職後にふたたび働き出したところでは、前職より給料がかなり低くなったために、前職時に借りた部屋の家賃が払

えず、退去しなければならなくなった。同様のケースが数例あるが、このケースでは、4ヶ月半ほど支援ハウスで暮らし、給与は前払いしてもらいながら生活費を得て、自立資金も貯めて新しい居宅を確保できた。

#### ⑤ 住まいを失くした結果、継続しなければ命にかかわる病気の治療が中断していたケース。(40代)

住居喪失後の1年間治療が中断していた。生活保護施設に入った場合、行きつけの病院に再通院することが難しいため、支援ハウスに入居。生活保護を申請して、すぐに治療を再開するとともに、居宅を確保して安定した生活と通院治療を継続している。

#### ⑥ 感染症にかかっていたために、どこの施設にも入所することができなかったケース。(40代)

野宿していて、ある支援団体から声をかけられた。その後自分で救急車を呼んで診察を受け、薬はもらったが入院はできなかった。休日明けに行政が入所できる施設を探したが、どこもすぐに入ることができなかった。野宿を続けると病状が悪化するため、その団体からの緊急依頼を受けた。知人との関係などで、西成区にある施設に行くのは拒否感が強かったため、支援ハウスで生活再建を目指すことに。感染症の治癒後に希望館の就労訓練に入りつつ求職活動を行った。腰に持病を抱えているため、並行して支援ハウスで生活保護を申請した。

### 4、突き当たる壁と課題

制度の隙間は、行政への働きかけと、行政ができない部分を民間支援者や地域が工夫することで、ある程度埋めていくことは可能です。それは大阪希望館の9年間と民間シェルター・ネットワークの3年間で少しは見えてきました。

大阪希望館で今突き当たっている一番大きな壁は、特に20代30代の若年層で住居喪失状態に陥る要因の一つに、「仕事が続けられない」現実があることです。働き出したが続かなかった。次の仕事や生活の見通しを立てずに辞めてしまったため、数か月間持ちこたえるだけの余力がない。その結果、家賃を払えなくなってしまった事例が数多くあります。さらに、支援策を活用して生活再建を目指している途中で仕事を辞めてしまったことで、振出しに戻ってしまった事例も多くあります。

それは一見個人の努力の欠如のようにも映ります。ですが、その土台には、非正規では「もらえる賃金は最低賃金か少しプラスされた程度」という低賃金で、賞与も退職金もないため、貯蓄もできない労働環境があります。また短期契約を繰り返すだけで正規雇用は望めないというあきらめと、正規雇用でさえいつ失うかわからない不安が、「働くことで将来を描ける」希望を奪っていく雇用の仕組みがあります。

就労後のサポートや勤め先とのマッチングは、それを少しは緩和することはできますが、サポート等があればずっと安定して働き続けられるほど単純で易しい現実ではありません。

「わがこと丸ごと」や「寄り添い支援」をうたう社会福祉のあたたかさと、「生かす殺さず」の労働環境の冷たさとのギャップは、ますます広がるばかりです。何とかしがみついていた崖から落ちてしまった。でも、セーフティネットというトランポリンを使って跳ね上がることができた。だが跳ね戻ったところは、同じ崖のより低いところだったという現実。「住むところさえない困窮」と「住むところはあっても、ギリギリの生活しか許されない困窮」の間を、延々と循環してもらわざるをえない壁を、どうしたら超えることができるのか、それが支援の中で直面している最大の課題です。

一般社団法人 大阪希望館 〒531-0041 大阪市北区天神橋 7-13-15

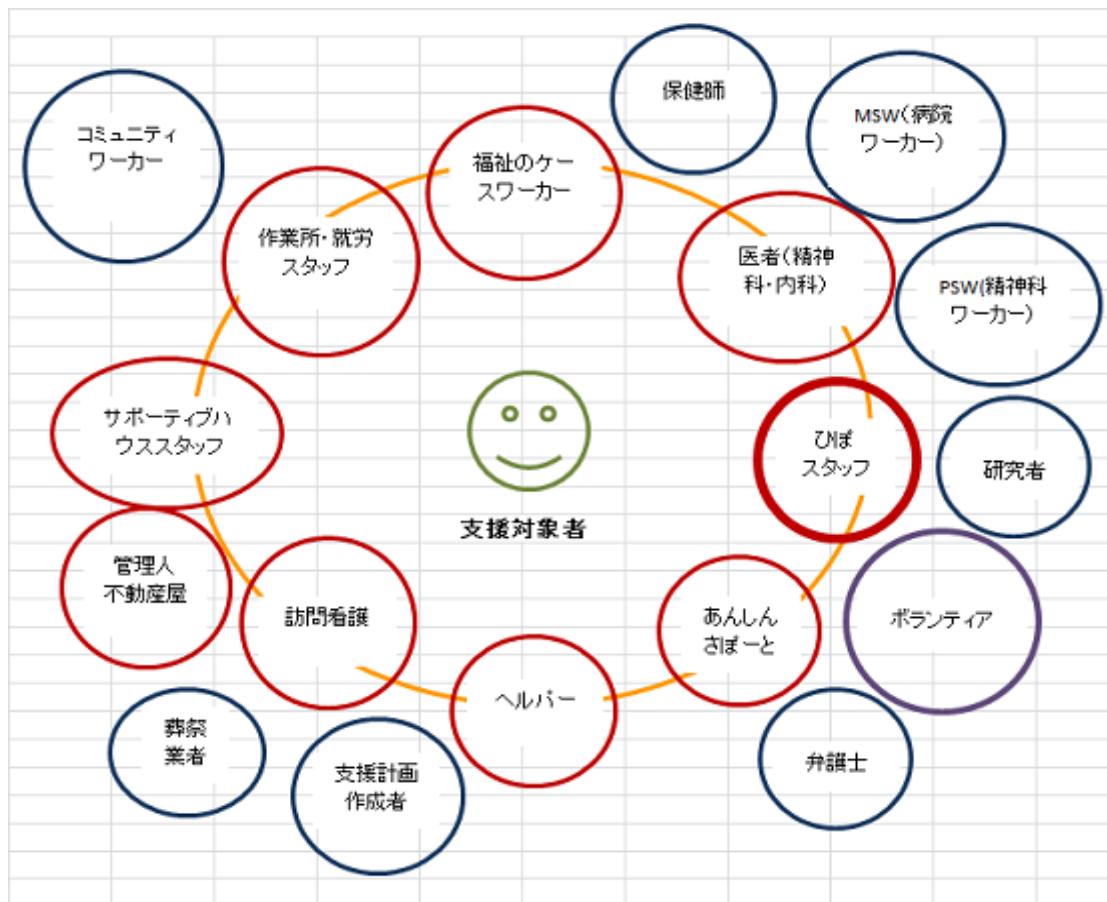
TEL 06-6358-0705 Email: [kiboukann@kiboukann.or.jp](mailto:kiboukann@kiboukann.or.jp) HP: <http://www.osaka-lsc.jp/kiboukan/>

## 「ひぼ」(大阪市西成区) : 取り組みと課題

### 【支援の概略】

一般社団法人困窮者総合相談支援室 Hippo.(ひぼ)は、2013年2月に立ち上げた法人です。法人としては、まだ5年目に入ったところですが、2011年、12年に内閣府・厚生労働省のモデル事業として実施された、大阪市パーソナル・サポート事業(現在の生活困窮者自立支援制度の前段階の事業です)に中心にかかわっていたスタッフが、その水準を引き継いで、重層的で包括的な支援を行っています。

大阪市西成区のあいりん地区(以下「釜ヶ崎」)を中心に、様々な社会資源(フォーマルも、インフォーマルも)と連携をとりネットワークを広げることで、一つの組織だけでは成し遂げられない、ちょっとしたケースが満足した生活ができるように、一緒に考え支援していくことをめざしています(支援モデル図)。



支援モデル図

支援対象者は、「釜ヶ崎」で生活をしている、困窮状態に置かれた人たちの中でも、特に生命の危機にさらされているホームレスやホームレスになる恐れのある人たち、そして、困窮状態から抜け出したにもかかわらず、再び困窮状態に陥る可能性が高い人たちが主です。彼らは、単身・高齢者であったり、なんらかの障がいをもちながらも、今まで一人で生きてきたのですが、仕事がなくなったり、病気になったり、誰もが生きていくなかで経験する、「ちょっとしたこと」で生活が立ち行かなくなり、すぐに困窮状態に陥ってしまうのです。

困窮状態からぬけだすために、既存の制度を活用するのですが、家族を前提としている今の社会福祉の制度では、既存の制度をすぐ活用できない場合、既存の制度を活用したとしても足りない部分がある場合が多々あります。私たちは、一人で生きてきた、そういう人たちの人生に登場させてもらい、家族ではないですが、家族的な支援を行っています。



## 【支援ケース】

今年度、大阪府福祉基金で支援したケースは、50代と80代の単身男性で、生活保護受給しているにもかかわらず、地域での生活が破たんしており、困窮状態に陥っている人たちでした。

具体的には、単身で生活保護を受給しており、精神科の疾患を抱えているにもかかわらず、未治療であった人たちでした。もちろん、生活保護を受給しているので、担当ケースワーカーは状態の悪さを理解しているのですが、当の本人が「困った状況」を認識できないのです。具体的には、電気やガスなどライフラインが止まっているのに困っていない、まったく風呂に入れていないのに困っていない、など私たちが考えたら困るだろうという状況でも、当の本人が困らないので介入の糸口がなく、どうしたらいいのかという相談が支援のスタートでした。相談をしてきたケースワーカーには、そのケースの生活が安定するまで、支援の中心的な役割を担ってくれることを約束してもらいます。

治療につなげるために、生活状況などを確認するために、野宿をしているのであれば、住居と食事を提供すると言えるのですが、ライフラインの止まった、食べたゴミからうじ虫が大量にわいている部屋でも、ケースにとっては自分の部屋なので、なぜそこから、福祉基金で借り上げている部屋に引っ越すのか、理由ができるまで、部屋を訪問して、介入のタイミングが来るまで、待つ時間がかかります。

ライフラインがつながってないので、寒くて、もしくは、暑くて部屋にいるのが大変と、気候が厳しく、体調がおちる、もしくは衰弱するまで待って、「タダ」で「食事もついて」生活できるところがあるよと、仮住まいをすすめます。その際に、ケースワーカーから紹介されて、Hippo.(ひぽ)のスタッフがかかわることで、ケースワーカー以外にも自分にかかわる人が一人増えたことになります。その後は、ケースワーカーよりもかかわる頻度があがるので、いろんな話をするなかで、ケースが困っていることを引き出し、困っていることを「わかってもらう」ために動きます。

一方で、仮住まいできるようになったら、今回借り上げていた、サポーターハウスでは、簡易宿所(ドヤ)なので、部屋の広さは三畳一間(テレビ、冷蔵庫、布団あり)ですが、共同トイレ、共同炊事、共同風呂のため、ケースの様子が人目につく機会は多くなります。また、朝9時から夜8時まで、フロントに常駐しているスタッフが2~3人、泊まり込みの職員も1人いて、ケースの様子をしっかりとみてもらうことができます。もちろん、様子を見てくれるにとどまらず、声をかけたり、服薬管理をしたり、話をきいてくれたりします。そこで、ケースは「日常的に」相談できる、支援をしてくれる相手がいる経験をします。

そうならば、入院を含めた精神科の治療につなげることは難しいことはありません。いろんな人たちにかかわってもらい、少しでも生活がよくなった実感を持ち、「もう少しよい生活をしたい」とケースが思ってくれるので、大変な入院生活も続けられます。入院中は、一週間に一回は病院にお見舞いに行きます。お見舞いに行った際に、退院に向けての準備、退院後もかかわっていく話をしながら、主治医、病院のMSW、退院後のヘルパー、訪問看護師など、顔合わせなどしていき、応援してくれる人たちが「爆発的に」増えることを説明します。

退院が近づいてきたとき、これからの生活をどこでするか、ケースと相談したとき、今年度、支援を行った二人とも、結局、仮住まいをしたところに戻りたいという話になり、借り上げている部屋のある同じサポーターハウスの別の部屋に入居することになりました。

退院後、精神科の通院同行をした際に、主治医から「今の生活はどうですか？」ときかれ「悪くないよ」とニコニコしながらこたえている顔をみます。

## 【課題】

大阪府福祉基金で支援してきたケースを振り返ると3つの課題が見えてきました。

### ① 支援できる人数の少なさ

一人を支援するのに、かかわりをつくったり、タイミングをみたり、観察をしたりと必要な「時間」と「労力」が多いため、支援できる人数にかぎりがあります。支援を開始したら、活用できるフォーマルな社会資源を導入はしていきますが、そこで、こちらの支援が終了になるというわけではなく、言い過ぎになるかもしれませんが、亡くなるまで継続的にかかわることになります。支援にかかわる人材をどのように確保するか課題を感じました。

### ② 選択肢の少なさ・新たな社会資源の開拓の難しさ

今回、協力してくれたサポーターハウスや医療機関など、大阪府福祉基金事業以前から、ケースの支援を行う中で一緒に連携をとってきた人たちです。サポーターハウスのため、部屋が狭く、設備が共同であるため、部屋の中に風呂や台所があって、管理人がしっかりしていて協力してくれるアパートなどを探しました。結局、仮住まい可能な社会資源は、居住空間に加え、そこで常駐しているスタッフの質も要求され、今回協力してくれたサポーターハウス以外、他の選択肢を見つけることができませんでした。また、通院・入院可能な病院も、こちらの支援内容を理解して協力してくれ選択肢を、新たに1つ開拓しましたが、今回の基金では活用することはありませんでした。

### ③ 地域の社会資源の活用の難しさ

大阪市西成区の釜ヶ崎は、全国で最も生活困窮者が多い街だと思っています。そのため、様々な支援団体や社会福祉法人が存在します。活用できる社会資源は、他の地域よりも数多く、それぞれに歴史があり、それぞれに思い入れが強く、一団体と連携してくれる社会資源だけでは、なかなか地域を巻き込んで、地域の社会資源を活用することができませんでした。

以上の3点より言えることは、支援に携われる人材をどのように確保するか、活用できる社会資源をどのように見つけてくるか、さらに見つけてきた社会資源をどのように活用するかにつきると思います。これは、今回の大阪府福祉基金のみの課題ではないと思います。

生活困窮者支援制度が平成27年度から始まりましたが、いろいろな理念をもとに制度化され、予算を確保し支援を恒常化することはできたかもしれませんが、逆に支援が制度の枠組みにはめ込むために、硬直化してしまう可能性を大いにはらんでいると思います。既存の制度を活用しながら、その枠組みにとらわれない運用をどうしていくのか、制度ができたことにより、新たに生み出される狭間におちた人たちをどう支援していくのか、やればやるほど、課題を痛感する結果になったと思います。

一般社団法人 困窮者総合相談支援室 Hippo.(ひぽ)

〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋1丁目2番15号 コミュニティハウス菟 1B

TEL 06-6636-7885 Email: [hippo@hippo.or.jp](mailto:hippo@hippo.or.jp) HP: <http://www.hippo.or.jp/>

## 支縁のまち羽曳野希望館：シェルター入居者の現状と課題

2015年7月から、2DK のハイツ2戸を借りて、主に女性・家族を対象とした民間シェルターを開設以来、様々な人々が一時入居してきた。当初はDV被害など何らかの事情で住居を喪失した単身女性や母子世帯を支援対象に想定していたが、実際には入居者の約半数は単身男性だった。

入居した単身男性のケースは、①橋の下で野宿をされていて保護された六十代男性、②テンカン発作により解雇された二十代派遣労働者、③解雇により住居を失った二十代とび職、④弟からのDV・搾取で生活困窮状態となった五十代生活保護受給者、⑤ネットカフェで暮らしていた四十代男性、⑥借金・破産により住居を喪失した三十代男性、⑦傷害事件などで刑務所に服役していた三十代、六十代の刑余者、などである。

単身女性のケースは、①中学卒業後、母親の再婚と同時に家を追い出された母子家庭の二十代、②父親との関係が悪化して家を出た父子家庭の二十代、③海外で結婚していたが離婚と同時に国外退去となった四十代、④姑との関係が悪化して離婚後、軽ワゴンで車中生活をしていた三十代妊婦、⑤夫・息子からのDVで家を出た五十代女性、などである。

母子・夫婦世帯のケースは、①他の地方から父親のDV・搾取を逃れてきた三十代女性・就学前年齢の子と、女性の交際者である三十代男性、②ギャンブル依存の母親からの搾取で家を出た、二十代妊婦とその交際者である三十代男性、③支援学校卒業後、駆け落ち状態で家を出て公園で野宿生活をしていた十代男女、④夫のDVにより夏休み期間中に家を出た、三十代母親と中学生、就学前年齢の子二人、⑤他の地方の実家から追い出されて、レンタカーでやってきた、統合失調症の三十代夫婦、などである。

これら様々な生活経歴を持つ入居者達に対して、入居期間の短い人で三週間程度、長い人で二ヶ月から三ヶ月くらいの間、食料・生活必需品の買い出しや生活相談の支援を行ってきた。そこで気づかされたことは、次のようなことだ。

1、入居者のほとんどが低学歴(中卒、高校中退)だった。大卒は六十代男性一人だけで、高卒が数名。職歴もパチンコ店、派遣労働など、不安定就労の職種を転々としてきていた。このことは、親の世代、その親の世代からの貧困が影響しているものと思われる。学歴・職歴を持たず、正規就労の場からの排除が繰り返されていく、労働環境の格差は、世代を超えて連鎖するものと思われる。

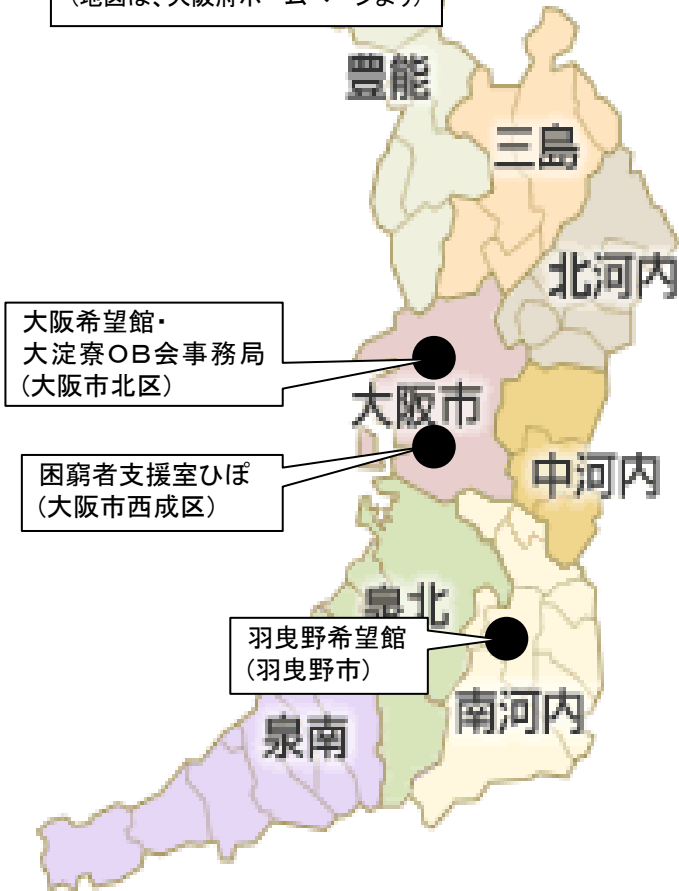
2、精神障がい、知的障がい療育手帳を持っている人達以外でも、その疑いがある人達や、うつ病、摂食障害や、恐らく発達障がいであろうと思われる人達が多かった。兄弟からDVを受けていた五十代男性は、小学校の頃は支援学級に通っていたというが、文字がほぼ読めない状態で生活をしてきていた。一応は中学卒業ということだが、実際にはほとんど教育を受けてこなかったのではないか、と思われる。貧困層の若者達が生きづらい状況に追い込まれていることの要因の一つは、「障がい」が発見されないような家庭環境に置かれていたことにある、と思われる。

3、家庭や家族が、入居者達にとって、極めてやっかいな形での、暴力・搾取の温床である場合が多かった。中高年の独身男性の場合は、すでに家庭が破綻して、別れた妻や子ども達の家族と縁がなくなってしまうケースが多かったが、親の暴力・搾取から逃れて来た十代、二十代のDV被害者の場合は、自分から親に連絡を取ってしまい、その関係を断ち切って、自立していくことが困難になってしまうケースがあった。憎んでいても、愛されたいと思う感情が捨てきれずにあって、その感情が自立支援を困難にしてしまう場合がある。家族との関係のリセットをどう支援するのか、が課題である。

支縁のまち羽曳野希望館 〒583-0852 大阪府羽曳野市古市2丁目7-2

Email: [habikino@sings.jp](mailto:habikino@sings.jp)

事業実施団体の活動地域  
(地図は、大阪府ホームページより)



大阪希望館・支援ハウス  
(個室 8 室 + 談話室)



談話室



居室(個室)

羽曳野希望館シェルター  
(ハイツ形式 2DK2 戸)



入口



居室 2 間



ダイニング・キッチン

困窮者総合相談支援室Hippo.(ひぼ)

(サポートハウス=支援付共同住宅内の 1 室)

メゾン・ド・ビュー・コスモ内の 1 室です。



居室(個室)



談話室